

## 「産業廃棄物」は東の海へ 「海洋博」をめぐる人の移動 ——本部茂『東山里五郎の奇妙な日帰り出張』について

佐久本 佳 奈\*

### “Industrial wastes” to eastern sea of Okinawa island—— migration around Okinawa International Exposition’75 :On Motobu Shigeru’s “HigashiyamazatoGoro no kimyona higaerishutcho”

SAKUMOTO Kana

#### 要 旨

本稿は、本部茂「東山里五郎の奇妙な日帰り出張」についての小論である。作品の主人公である「浮浪者」の移動経路を、施政権返還から海洋博前後の政治的経済的な文脈の中に置き直し、「浮浪者」を管理する法の問題や、登場人物の間に巨大な開発資本の流れとは異なる形でモノや金の流通が生起することの可能性を論じる。

#### 要 約

日本復帰記念事業として位置づけられた沖縄国際海洋博は沖縄の社会や経済を大きく変えた出来事であった。海洋博を主題とした大城立裕『華々しき宴のあとに』（1979）が、登場人物を「ヤマト／沖縄」に割り振ることで海洋博をめぐる政治経済的諸問題を代弁させ消化してしまうのに対し、沖縄内部を流れゆく「浮浪者」の「老人」に焦点を当てた、本部茂の小説『東山里五郎の奇妙な日帰り出張』は、当時の沖縄がさらされた暴力の問題を個人主体の物語に回収することなく米軍覇権を軸とする東アジアを包含した歴史的社会的文脈へと送り返している。「老人」の移動経路からは、皇太子来沖をめぐる過剰警備や、本島東海岸における石油備蓄基地等の乱開発などが見えてくる。本稿では、テキストにおける「行旅法」の引用を通じて、運用次第で「老人」を都合よく管理する法の問題を考察する。次に、もの言わぬ「老人」が唯一自らの自己同一性の証明として所有していた名刺が、「老人」とその「処置」に巻き込まれた町役場衛生課の「五郎」の、二人のどちらもが戦後のアメリカ統治下の社会から「産業廃棄物」として吐き出された記憶を呼び起こすものとして機能することを論じる。最後に、海洋博をめぐる巨大な資本の流れとは異なるかたちで、「老人」と「五郎」の間で物や金が流通し、また二人の利用するバスや船において観光客の大量輸送機関としての目的に還元されない空間が生起することに言及する。

キーワード：沖縄文学 沖縄国際海洋博覧会（海洋博） 施政権返還（復帰） 人の移動 開発

\* 沖縄大学地域研究所特別研究員 沖縄工業高等専門学校非常勤講師

## Summary

The Okinawa International Exposition '75 greatly changed the society and the economy of Okinawa. Oshiro Tatsuhiro's "Hanabanashiki utage no ato de" settles political and economic issues surrounding the Expo '75 by dividing the characters into "Yamato" and "Okinawa". On the other hand, Motobu Shigeru's "HigashiyamazatoGoro no kimyo na higaeri shutcho", focusing on a "vagrant old man" moving around Okinawa, connects violence enveloping Okinawa at that time to the historical and social context of East Asia during the cold war. From the route of the "old man's" wanderings, excessive security when the crown prince Akihito visited Okinawa and environmentally developments such as CTS on the east coast of the main island can be observed. Through rereading the citations of "koryohou : Act on Treatment of Persons Who Contracted Disease or Died on Journey" in the text, this paper examines the essence of a law with which "old people" can be conveniently managed depending on the application of law. And the business card possessed by a silent "old man" is a reminder that the "old man" and "Goro" were spat out as "industrial waste" from the post-war US-occupied society. Finally, the goods and money between the "old man" and "Goro" circulate in a different form from the flow of enormous capital related to the Expo '75.

### 1. はじめに

1972年5月15日の「日本復帰」は、まぎれもなく沖縄の戦後を大きく区分する政治的出来事であったが、社会的・経済的な変貌は、その後の「沖縄国際海洋博覧会」の実施に向けた開発によって決定的となった。

沖縄国際海洋博覧会は1975年7月20日に開幕し、翌年1月18日までの183日間にわたって沖縄本島本部の会場を舞台に繰り広げられた。海洋博事業は、「苛烈な沖縄戦と本土からの長期にわたる隔絶の結果生じた社会的経済的格差を早急に是正し、自立的発展を可能とする基礎的条件を整備することを目標」とした復帰後10年間の「沖縄振興開発計画」の上に位置づけられて行われたが、これは1960年代から70年代における旧全総、新全総の地域格差是正のために大規模な公共事業を分散配備するという政策の流れに合致するものであり、投下された多額の公共投資は沖縄に蓄積されることはなくそのまま大企業を経由して本土に還流していった<sup>(1)</sup>。海洋博開幕前後、そして会期中も倒産が相つぎ、入場者も当初予想の445万人を約100万人近くも下回るなど期待はずれに終始した<sup>(2)</sup>。

沖縄の戦後文学の特色は歴史や政治や社会状況に大きく規定されるという点にあったが、施政権返還後の沖縄社会に深刻な状況をもたらしたこの期間の出来事もまた、数は多くはないものの書き残されている。例えば、嶋津与志『骨』(1973年)では観光ホテル建設予定地から出てくる戦死者の遺骨や、阿嘉誠一郎『時の流れに』(1976年)では急ピッチのインフラ整備が沖縄戦直後の復興の景色と重ねられるといったように、そこには「日本復帰」後の開発計画のさなかで、つねに沖縄戦とその後の米国統治期の記憶に引き戻されてしまう個人の葛藤や徒労感が描き出されていた。中でも海洋博の「文化的意義」にこだわり沖縄側から

の主体的な参加をめざして自らも積極的に事業に関わっていった大城立裕の『華々しき宴のあとに』(1979年)は、海洋博を正面から取り上げた意義において稀有な作品であった。

大城立裕『華々しき宴のあとに』は、海洋博の会場となった本部半島の対岸に位置する伊江島を架空の舞台にした長編小説である。島の人々は開発屋の持ってきたもうかる話に動揺し、土地を売り、民宿や蠟人形館を建て、結局どれも赤字をだしてしまうという悲劇が喜劇風に仕立てられている。作品の世界において登場人物たちが決して疑うことのない「ヤマト」か「沖縄」かという人種的な線引きは、小説がそのクライマックスを島の若者たちが結ぶ姻戚関係におき、島の経済的な崩壊を次世代再生産という形で象徴的に埋め合わせる際に、心地よく機能する。「ウチナンチュ」とその家族共同体を決して侵犯しない役割を与えられたよそ者の「ヤマトンチュ」という対立関係は、住民を巻き込んだ開発資本の暴力性や伊江島における日本軍駐屯の記憶を深く問うことなく、物語を安定させてしまう。そのとき反射的に、開発屋が目をつけた土地の処分権を持たないユタの老女や、男同士の間で交換される女性たちの身体という問題が浮き彫りになる。

以上のように海洋博をめぐる開発を批判的に取り上げた作品群との比較を試みる時、本稿で取り上げる本部茂『東山里五郎の奇妙な日帰り出張』は、政治・経済的な背景から移動を強いられた人々——ここでは「浮浪者」の老人に焦点を当てたことによって、当時の沖縄がさらされた暴力を、沖縄人主体の物語に還元することなく歴史的社会的文脈へと送り返している<sup>(3)</sup>。沖縄の「日本復帰」を祝した国家イベントの周辺で、「国民」とも「市民」とも言い難い存在を描いたこの作品は、沖縄を特殊化する物語を構成しない点において、既存の「沖縄文学」の枠組を相対化する射程を持つといえる。本稿では、テキストを同時代の社会的文脈の中で分析することを通じて、運用次第で「浮浪者」の老人を都合よく管理する法の問題を考察し、戦後沖縄の政治的・経済的な変動の中で社会から「産業廃棄物」として吐き出された個人の生の痕跡を聞き届けていきたい。

本部茂『東山里五郎の奇妙な日帰り出張』は1977年10月発行の『新沖縄文学』第36号に掲載された短編小説である<sup>(4)</sup>。海洋博会場に近しい町の役場で衛生係を務める「東山里五郎」は、係長から突然の日帰り出張を命じられるが、それは海洋博会場の北ゲート前で発見された「名も知らない一人の浮浪者の行路病人」を、遠くへ連れて行くという内容であった。しかし「五郎」と「老人」の出会いはこれが初めてではなかった。9カ月前、完成も間近い「海の祭り」会場のブルドーザーの陰にうずくまっている「老人」を建設会社の職員が発見し、役場に連絡が入った。「老人」は何を話しかけても無言であり、町の診療所の医師は「長年にわたって躰を無理している。たとえ保護しても一カ月も保つまい。極度の栄養不良」状態にあることを診断した。しかし役場では3日しか保護せず、4日目には係長の示唆で「五郎」は「老人」に千円を握らせ、80キロ離れたN市行きのバスに乗せたのを最後に別れたはずであった。それから再び「五郎」に見つけられた「老人」は、海洋博会場内に設置された診療所で無理やりビタミンと鎮静剤の注射を臀部に打たれ、役場の駐車場にあるプレハブの物置き小屋に

「収容」される。それは9カ月前に「老人」を「保護」した同じ場所でもあった。そして前回と同様、係長に「老人」を「処理」するようにと命令される。「五郎」は「老人」のひげを剃り、置き忘れの背広を着せ、数日分の食糧を持たせると、祭り会場とは反対側の東海岸に浮かぶ島を目指して車を走らせる。船が港を出ると、「老人」は尿意を催した。「五郎」がデッキの際に引っ張り、ズボンのボタンを外してやると、船が激しく揺れた瞬間に、「老人」はすべるように海の中に消えていった。以上が作品のあらすじである。

## 2. 皇太子来沖時の沖縄県警による「精神障害者リストアップ」事件

海洋博開催期間中、「老人」は取り締まりの対象として町の衛生課に勤める「五郎」と関わることになる。以下は、役場の係長が「五郎」に「老人」の処置を命じる場面である。

君も知っての通り、祭りはあと一ヶ月半を残すだけとなったが思わしくない結果になった。町は今、重大な危機に直面している。南で起きた火災ピン事件は、再び北の我が町で起る事も予想される。近日、また反動者、浮浪者、狂人のチェックが行なわれる予定だ。そこでお願いだが、君の方で老人を適当に処置してもらいたい。いま、町で老人を保護する余裕など全くない。その為の予算もゼロだ。課長もそういう意見だった。この金は交際費から流用ということになるが、いろいろ費用もかかるだろうし、日帰り出張というかたちで処理してもらいたい<sup>(5)</sup>。

「反動者、浮浪者、狂人のチェック」は、海洋博開催期の沖縄において実際に行なわれていたことである。テキストが発表される前年の『新沖縄文学』33号に発表された、知念正真『戯曲 人類館』もまた、開会式で演説する屋良朝苗県知事（当時）が登場するなど、海洋博に触れているが、ここでは「反動者、浮浪者、狂人のチェック」を示唆していると思われる、「精神病院」が現れる場面に注目してみたい。以下は沖縄戦時・戦後の出来事を、「男」と「女」が次々と証言し続け、「調教師」が必死になって遮ったあとの場面である。

「調教師」

本日は当精神病院へ、ようこそお越し下さいました。

当院は、設備、陣容ともに東洋一を誇る、近代日本の精神医学のメッカでございます。従いまして、患者さんの数も多く、北は北海道から、南は遠く九州・沖縄に至るまで、ローカル色豊かな患者さんを、取り揃えてございます。

(中略)

御承知の通り、精神病患者は、社会の異端者であり、平和な日常への挑戦者であり、潜在的な犯罪者であります。しかしながら早合点してはいけません。

(中略)

彼らに必要なのは、差別や、過保護ではなく、真に人間的な、魂の救済であります。つまり、大和魂の回復こそ、彼らの求めてやまない、願望なのであります。ごらん下さい。こちらは沖縄館でございます。沖縄は、精神病患者の発生率に於いて、日本一を誇っております。収容施設の貧弱さもまた日本一であります。

何故に、沖縄に精神病患者が最も多いか？……それは、歴史の転回点において、常に彼らが精神の最も奥深い所、すなわち、魂の深淵において、苦悩しているからであります。（男を指さして）こちらがその典型的な症例であります。重度の燥うつ症患者であります。

（女に）こちらは、パラノイア、偏執病、いうところの色情狂であります。いつでも自分が何者かに襲われている、という被害妄想で脅えております。

両方とも、戦争後遺症患者であります。

「沖縄の復帰なくして、日本の戦後は終らない」といった総理大臣が居りましたが、彼らにとって、戦後どころかいまだに戦争は続いているのであります<sup>(6)</sup>。

ここでは、海洋博に沖縄県が出展したパビリオンと同じ名を持つ「沖縄館」が、「北は遠く北海道から、南は九州・沖縄に至るまで」の患者を揃えた「東洋一」の「精神病院」の中に、豊かな「ローカル色」を加味する場として再設定されており、「男」と「女」は「精神病患者」として人前に晒されている。ここで、海洋博の直前に、沖縄県警察が「精神障害の疑いのある者」をリストアップし、それらの人々の精神鑑定、強制収容などの措置を県環境保健部予防課に要請していたことを想起するとき、「精神病院」内に「沖縄館」が備え付けられるという設定によって作品が提示しているのは、皇太子の来沖を前にして沖縄に住まう者が皆、「精神病患者」・「潜在的な犯罪者」として監視される対象であったということだろう。当時の一連の新聞報道によると、沖縄県警察は県内に住む精神障害の疑いのある人々108人をリストアップし、6月11日付で県環境保健部予防課に、リスト上の人々の精神鑑定、強制収容などの措置を求めていた<sup>(7)</sup>。「リストを作成したのは県警防少課で、各地区警察署を通じ地域住民の情報などを下に、精神障害の疑いのある人たちを総まくりしたもので、年齢別には19歳から61歳まで。そのうち20代から40代の人々が大半を占めている。職業は無職が多く、労務者、農業、大工といった職業も含まれ、備考欄はいずれも粗暴性があり、入院の必要がある、と記されている」<sup>(8)</sup>。リストアップについて県警は、「海洋博に向けて地域の警備防犯体制強化の一環としてなされた」<sup>(9)</sup>と述べつつ、「暴れまわって他人に迷惑をかけた、自分自身を傷つけ、あるいはおかしくなっこうで街をはいかいしていたり家族から通報のあった精神障害の疑いのある者を一年間を区切って集計しただけ。毎年やっている通常業務であり、海洋博を前に特に調査したものではない」と強調したものであった<sup>(10)</sup>。

これに対し県予防課は、「精神障害者の鑑定及び収容は、一般、家族、警察などからの通報によるのもともとより、犯罪容疑者の場合は警察からの鑑定依頼もある。しかし、今回の場

合は、どういう状況にあって自傷他害の疑いがあるというのか、具体的な説明は全くなく、これでは鑑定のしようがない。警察の通常業務とは理解できない。」と述べ、「警備防犯に万全を期したいという気持ちはわかるが、精神衛生法の趣旨から警察の求めには応じられない」として、21日の課内会議の結果、これをボツにした<sup>(11)</sup>。県警によって「精神障害の疑いのある者」の「入院の必要」がリストの「備考欄」に記されたことは、精神衛生法で定められた「一般からの通報—保健所—県—県知事—精神鑑定の手続き」の無視であるとして、県予防課だけでなく沖縄県人権協会からも批判されることとなった。また、精神障害者の治療を行っている県立精和病院の医師たちからも「精神障害者の生きる場をせばめるもので、治療に逆効果である」と批判された<sup>(12)</sup>。しかし県警はこれらの批判に対しても、「警察は、海洋博開催を前に精神障害者による犯罪事件事故の未然防止の見地から実態掌握、参考通報するのは当然の義務。精神障害者と決めつけるのではなく疑いのある者で、警察が扱った中で過去に強暴性、粗暴性があり、害を及ぼすおそれのある者のリストであって警察が自ら掘り起こしているのではない。提出したのは県にその者の適切な措置を任すといった内容だった」と開き直りを見せた<sup>(13)</sup>。

この事件は6月25日の国会においても取り上げられた<sup>(14)</sup>。諫山博委員によれば、県警の横暴は、『毎日新聞』（6月21日）、『西日本新聞』（同日）、『赤旗』（6月23日）とその他ほとんどの新聞に報道された。参考人の鈴木善晴説明員（警察庁刑事局保安部防犯少年課長）に対してなされた諫山の質疑は、沖縄県警のリストアップを「保安処分」を設けた刑法「改悪」の先駆けとして受け止めたものであった。その後も沖縄県人権協会や日本精神神経学会沖縄精神医療委員会、県立精和病院の医師と看護師たちや住民から批判された県警は、県議会での質問という形で公の場でも批判を受け、謝罪するに至ったが、それは国会における鈴木の本音と同様、警察の職権濫用や精神障害者の人権侵害を認めるものではなかった。

しかし皇室が地方を訪問する際に精神障害者が取り締まられるという状況は、全国各地で見られることでもあった。例えば岡田靖雄によると、1967年11月に開催された埼玉国体の際、埼玉県警は思想犯および危険人物1,250人、精神障害患者のうち県警で危険と見なしているもの820人を調べており、後者の資料は各駐在所が主体となって調査したものであった。一方各保健所で把握していた「危険」な精神障害患者は60人であり、県警から各保健所にその資料を知らせてほしいという依頼があったがそれは拒否したという<sup>(15)</sup>。1970年の大阪万博では精神障害者を入場させないようにとの衛生部長通達があり、1971年の三重県での天皇皇后の行幸啓の時にはアルコール中毒患者の予防拘禁に似た措置入院が報告されている<sup>(16)</sup>。また井上章一は、1974年に天皇皇后夫妻が植樹祭臨席のため岩手へ「行幸啓」をした際の警備担当をした岩手県警の記録から、県警本部が一年前から次のような防犯対策を立てていたことを述べている——「全県下に『警衛警護要注意者の発見把握、要注意者、精神障害者の実態把握、潜在要注意者の発見、警衛情報の収集』を支柱として、全戸家庭訪問、会社・事業場等についての防犯指導、継続視察を要する警衛要注意者の抽出把握および格付の検討と

具体的動向把握、その他迷惑行為、有害環境の排除活動を推進するとともに、銃砲刀剣類、火薬類等危険物の取締り、精神障害者の実態把握と防犯措置の徹底を期した<sup>(17)</sup>。

「行幸」時の精神障害者取り締まりについては、警察側の証言も存在する。昭和42（1967）年2月3日と7日の2回にわたって行なわれた「地方行幸と内務省」という座談会では、当時の「行幸」関係者がそれぞれの思い出を語っている。例えば、石井栄三<sup>(18)</sup>は、「戦前は天皇に対する直訴が相当あった」という発言を受けて、「戦後も数回あったが、未然に防いでおります。わかりますからね。」と述べたあと、内務省史編集委員の豊島章太郎による「戦後は、精神病者のほうが……。戦前はちゃんと押えておったが、戦後は精神病者が多いのじゃありませんか」という質問に対して、「精神病者というか、ノイローゼの者が数的に多い状態です。昔は、精神病者という者は、ちゃんとリストがあって、警察官がご警衛の直前には検索を徹底して、未監置精神病者の監視をしたものです。戦後は、そういう点では、戦前と較べると、徹底を期しているかどうか、ちょっと疑問ですね。幸いにして、そういう者による事故は防止し得ていると思います。」<sup>(19)</sup>と答えている。

地方行幸時の、特に精神障害者を優先して取り締まる過剰警備の状況は、戦前からの連続性として常に批判されてきた。国会において沖縄県警のリストアップ問題を糾弾した諫山も、御大典を理由にした予防検束の迫及を昭和4年の衆議院議事録から紹介し、繰り返されてきた警察の職権乱用を批判している<sup>(20)</sup>。海洋博が終わり、1987年の沖縄国体においてもまた、糸満市の精神病院を私服警官が監視し、入院患者を見舞った家族に同行して職員に患者の入院期間などプライバシーにかかわる質問をしたことや、名護市内でも精神障害者のリハビリ施設（農場）へ行き来する病院関係者がパトカーに再三検問を受ける事態が起き、「歴史的に見るなら、戦前戦後を通じて精神病院や患者は重点的に監視する対象であったし、そのことは今でも変わりが無い<sup>(21)</sup>と伝えられた。以上、海洋博開催時の過剰警備とその歴史を追ってきたが、これらは『東山里五郎の奇妙な日帰り』における町の浮浪者取り締まりというテクストを取り囲む状況として存在した。以上のことをふまえて作品分析に移りたい。

### 3. 「行旅法」からの逃亡と捕縛

係長に無理やり一万円を握らされた「五郎」は、「老人」をどこか遠くへ送り届けるために「日帰り出張」に出向くが、それは「老人」が「行路病人」であり、発見された地域で保護する義務が法律で定められていることを知っての行為である。「<行路病人は其の所在地市町村長、之を救護すべし>と、いう法律の条文があることを衛生係の五郎は知っていたし、係長だって熟知しているはずだった」（214頁）。

しかし、そもそも行路（行旅）病人とは一体誰のことを指すのか。「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」（1899年制定施行。以下、「行旅法」と略記）によると「行旅病人」とは「歩行に堪えざる行旅中の病人にして療養の途を有せず且つ救護者なき者」のことであり、「行旅死亡人」とは「行旅中死亡し引取者なき者」である。行旅法は制定以来、数回にわたる一

部改正を経ているが、基本的な内容としては当時のまま今日に至る。戦前の行旅法は、労働能力がなく親族による扶養の不可能な者のみを対象とする救貧制度の不備を補完する役割を担っていたが、戦後、1950年に現行生活保護法が制定・施行され、公的扶助制度が確立すると、両者の役割は逆転する<sup>(22)</sup>。生活保護法は救護法よりも対象要件を拡大したため、それまでの救貧制度からは排除されてきた人々も公的扶助制度で対象化されるようになった。そして、行路病人・行路死亡人への対応に際しても、可能な限り生活保護法をはじめとする他方他施策を優先させ、その対象とならない者にのみ行旅法を適用するようになっていった。ゆえに行旅法は最後の受け皿として機能し、今日では生活保護法を適用できる者は行旅法の対象外とされるため、生活保護法を準用できない外国人のみが行旅法に規定する行路病人の対象となる<sup>(23)</sup>。

続けて、「行路病人」が「保護」され、生活保護を受ける場合についても見ておきたい。「行路病人」が野宿や徘徊しているところを「保護」あるいは「緊急搬送」する場合、多くは、病院等に入院させることによって居所が確保されてきた。しかしいうまでもなく病院という場所は居住のための場所ではなく治療のための場所であり、あくまで一時的な滞在場所である。ところが、実際には病院以外に居所の選択肢がないために、入院が長期に及ぶ（とりわけ高齢者や精神障害者の社会的入院）、あるいは入退院や転院を繰り返すといった事態が生じている。長期入院や入退院・転院の繰り返しが続くと、親族等が足繁く面会するなどしない限り、親族や出身地域との関係性は希薄になる。また、転院を繰り返しているケースでは、生活保護実施自治体とは異なる地域に所在する病院や施設に移ることも少なくないが、その場合では実施自治体の担当ケースワーカーからの支援も受けにくくなる。「いってみれば、病院への入院中も「慣習的居住の欠如」<sup>(24)</sup>と呼ばれる事態が生じているのである」<sup>(25)</sup>。

しかし、そもそも、テキストにおいて、「老人」が「行路病人」であるかどうかを見分けるのは、発見者である「五郎」の裁量に委ねられている。例えば「五郎」の述懐——「老人は本当は行路病人だった。病人と言えば病人だし、浮浪者と言えば浮浪者である。」(214頁)にあるように、「五郎」は「老人」を法律によって「救護すべし」「行路病人」であるとは認めない。終始口をきかない「老人」を「唾に違いない」と推測した「五郎」は、「老人」が何者であるかを「老人」に代わって判断する者となる。「老人」を「浮浪者と言えば浮浪者である」という「五郎」の積極的な誤認は、「老人」を「行旅法」の対象からだけでなく、「生活保護法」からも外れる者として存在させる方便であった。そして「法律無視の行為」と知りながら、「役場で保護する義務」のある「老人」を二度も遠くへ置き去りにしようとするのだが、「老人」が船から転落した後、「五郎」の脳裏に浮かぶのはなぜかまたしても「行旅法」である。

五郎はふと、〈行路病人及行路死亡人取扱法〉の記憶にある条項の一部を、心の中で暗唱していた——（行路死亡人は、警察が他殺か自殺かを鑑定し、身元不明の場合、写



真と遺留品を保管し、市町村にて火葬にし、寺等に安置する、火葬料は一体につき時価によるものとする）——老人はどうせ何時か、どこかの町村で行き倒れて安い祭祀料で葬られるのがオチだ、老人は他殺でもない自殺でもない、安楽死だった、自然死と言ってもよい。たとえ老人の水死体が何処かへ流れつこうが、私とは全く関係がない、私の仕事はこれで終りだ。(237頁)

それは、「五郎」によって「行旅病人」でないと判断されたことによって「行旅法」の対象から除外されたはずの「老人」が、「行旅死亡人」として初めて「行旅法」の内部に居場所を得たことを意味するかのよう読み取る。例えば、赤井朱美は「行旅法」の適用例を以下のように述べる。

そもそも、行旅法の対象とする「行旅病人」としての救護者は、実質的に生活保護法を準用できない旅行中の外国人ということになっている。この場合、その者の国籍又は在留資格若しくは滞在の適法、不法を問わない。従って、ホームレスに対しては、行旅法上の「行旅病人」には該当せず、同法の適用を受けるのはあくまで亡くなった後であって、「行旅死亡人」としてのみ取扱うというのが実際の行政での対応である。<sup>(26)</sup>

「旅行中の外国人」ではない「ホームレス」は「生活保護法」の対象になる、という意味において「行旅法」の対象からは外れるのだが、「生活保護法」と「行旅法」のどちらも適用されず、最後には海に転落する浮浪者の「老人」は、その結末において「行旅死亡人」となるほかになく、しかしそうなる初めて、「同法の適用を受ける」こととなる。そして「老人」が「行旅死亡人」として法の内部に居場所を得たということは、「五郎」もまた法によって裁かれる対象となることをも意味していたといえる。「老人は他殺でもない自殺でもない、安楽死だった、自然死と言ってもよい。たとえ老人の水死体が何処かへ流れつこうが、私とは全く関係がない」と自分に言い聞かせる様子に表れた「五郎」の脅えは、「警察が他殺か自殺かを鑑定」した結果、自分の関与が明らかになる可能性を察してのことであろう。だが仮に「五郎」が何の嫌疑もかけられなかったとしても、「行旅法」第九条は、行旅死亡人の「住所、居所若しくは氏名知れざるときは市町村長はその状況相貌遺留物件其の他本人の認識に必要な事項を公署の掲示場に告示し且つ官報若しくは新聞に公告すべし」<sup>(27)</sup> ことを定めている。その場合、「状況相貌遺留物件」は、後述するように「五郎」が整えた物であり、「私とは全く関係がない」「老人」の水死体は、「五郎」によっていわば書き込まれた記号で溢れているはずである。さらに「五郎」は「老人」を島に放置する直前に、自分が関与したという「すべての証拠を隠滅」するために、置き忘れのスーツに名前が刺繍されていないかを確認するのだが、唯一老人の氏名を明らかにする手掛かりに思えた名刺さえ「念入りに細かく破いて」しまう。そうであれば「老人」が再び「身元不明」となることもこの際、「五郎」

の関与の結果であろう。遺体は住所氏名が不明であるがゆえに「官報若しくは新聞上の記事」として残り続けるのである。

とはいえ、「老人」の死と「私とは全く関係がない」という「五郎」の独白は、「老人」を直接的に海に突き落としたのではないという点においては、真実を述べているのかもしれない。さらに「五郎」が「行旅法」を破ったといえるのかどうかも分からない。「五郎」は確かに「行旅法」（「之を救護すべし」）を無視したが、それは「之」＝「行旅病人」を発見しなかったことにする、というごく簡単な方法によってであった。このことはむしろ、法があらかじめ「老人」と「五郎」に与えている抜け穴でもあるといえる。「老人」は、法の適用を延期させ続けられることで法の境目に泳がされるのだが、死亡した時に初めて「行旅死亡人」として数えられることで「行旅法」の適用対象となる。そして法は、「老人」が「行旅死亡人」となる過程に関与した「五郎」を捕まえにやってくる。このとき法は、積極的に「五郎」のような侵犯者を呼び込むことで自らを維持しているといえるのである。

#### 4. 名刺との出会い

##### (1) ベトナム特需と「木材商」

「老人」が海に流れていくというテキストの結末は、「老人」が「行旅死亡人」としてようやく「行旅法」の適用対象となる可能性を皮肉にももたらした。しかし、離島行き船に至るまでの間、「行旅法」を無視した二人の関係性に注目すると、「五郎」が「老人」にある種の離れ難さを見出していく過程での決定的な出来事に、「老人」の所持品から出てきた名刺が関わっているように思われる。

角のとれた煤けた名刺だった。印刷された文字は（木材商山入三郎）だった。右肩に青インクの変色しかかった淡い字で（波里永吉殿）とあり、更に左肩に、ところどころ字が消えて、（知人の）（平田正一）（お願い）左肩の字は三行のうち読めるのはそれだけだった。そして最後に、（一九六八年）、月日は消えていたが、年号ははっきり読めた。（230頁）

そのとき、「老人はいったい何処の誰だ」という「今まで気にもとめなかった老人に対する苛立たしい疑惑」が「五郎」の頭に浮かぶ。名刺はすでに「煤け」ており、そこに並んだ文字は「変色し」かけているが、推測を諦めさせるほど消えてはいない。「五郎」はまず、「老人が何処かでこの名刺を拾ったという仮説」を、偶然にすぎるとみなして排除する。そしてそこから、「木材商の山入三郎という人が、波里永吉という人宛てに、知人の平田正一を紹介した文面であるのは確かだ」という仮説を立て、「お願い」の内容は「たとえば<就職><借金><借家>とにかく何かの為にお願いに違いない」と、想像を膨らませてゆく——「（一九六八年）今から八年前の何月何日かに、老人は山入三郎から名刺をもらい、波里永

吉に会って何かを依頼する筈だった。名刺が現在残っているから結局は会わなかった、会えなかったのかもしれない。そして老人平田正一はそれ以後、おそらく今から八年前の何時ごろからか浮浪者になった。いや、これはあくまで推測だ、ぜんぜん違うのかも知れない。」(230頁)

「一九六八年」という具体的な年号が、三人の人物の名に続いて、代替不可能なものとして五郎に突然響く。五郎は、名刺を手に行っている「今」を起点に据えて逆算し、自己に引き寄せることで、「一九六八年」との感覚的な距離を把握しているように見える。だから「一九六八年」は「今から八年前」なのであり、おそらく想起の過程においてその年号は、当時五郎がまだ「アメリカ駐留軍の雇用員」(215頁)であった過去へと自ずと結びつけられていたであろう。五郎は「高校卒業以来、八ヶ年も勤めた」その仕事を、「復帰による基地縮小という名目で突然クビになった」(215頁)のだが、自身が軍雇用員として働いた8年という時間は、偶然にも、老人が「浮浪者になった」と推定される時期から「今」までの期間と重なっている。しかし、ここではむしろ、「復帰」によって「突然クビになった」五郎自身の不条理な体験が、老人に投影されているといえる。五郎は名刺上の限られた情報を元に、老人の過去を想像し、「会って何かを依頼する筈だった」相手に、「会えなかったのかもしれない」という不可抗力による物語を、「会わなかった」の言葉から「会えなかった」という言い換えによって生みだしていくからである。

ところで、名刺から読み取れる情報の「一九六八年」と「木材商」を繋げて考えてみると、何かが見えてくるといことはあるだろうか。仲間勇栄「戦後の沖縄県における木材市場の展開構造」によると、「ベトナム特需を契機にして、県内の木材工業は、設備の改革、拡大を進め、南洋材への依存度を高めていった。しかしながら、戦争景気で水ぶくれした、この異常な設備投資は、戦争景気が下降してくる60年代の終り頃になると、米国のドル防衛策などもあって、不況にみまわれる」<sup>(28)</sup>とある。ベトナム特需は木材市場に合板用元木需要の増大をもたらしたが、その需要の凄まじさと特殊な使用目的は、以下の記事にも現れている。「ベトナム戦争の激化にともない、沖縄のベニヤ工場や木工所には食料品、衣類など軍需物資を詰めこんで運ぶ木製コンテナ(輸送箱)の注文が米軍から殺到、木工業界はベトナム特需で活況を呈している。コンテナのサイズは多様で、米軍に登録している約20のベニヤ工場、木工所で月産計27、8万個を納入しているという。最近では米軍からの発注が急増し、那覇市内の沖縄プライウッド、国場組ベニヤ工場など大手をはじめ、約20の事業所が米軍に登録して、製作に拍車をかけている。木工所によっては、多いところで一日平均300個を米軍に納入しているが、ベトナム前線基地の動きによって米軍からの注文数に変動があり、このところ2、3日おきに入札があるという注文の激増ぶり。ときには48時間以内に納入せよと限定して入札を行なうこともあるという。製品の検査もきびしく、綿密に作らないと合格しない。米軍からは同コンテナのくわしい使用目的は明らかにされていないが、木工所関係者の話からすると、沖縄基地から食料品、衣服、武器などの輸送に使われているといい、ヘリコプターなどから前線の沼、川などの湿地帯に投下しても中身がぬれないようにくふうしたもので、当

初、普通の木材で製作したこともあったが、“フシ穴やつなぎ目から水がもれる”とのことで、材料はベニヤ板に統一されている<sup>(29)</sup>。

「木材商 山入三郎」と印字された名刺は、「一九六八年」といくらかの消えかけたメモを残しているだけであり、それ以上でも以下でもない。しかし、施政権返還後の大型公共投資と住宅建築需要によってピークを経験した木材市場が、海洋博関連工事を終えて衰退していくという丁度その時期に、ベトナム特需における木材需要もやがて下降していった過去のある時点から名刺が届けられていることは興味深い。木材市場一つとっても、その景気循環は、戦後沖縄の経済が米軍基地の確保と安定的使用を維持するための日米両政府による財政投資に支えられてきたことの外部にはないことを改めて思い起こさせるからである。施政権返還を政治的に可視化した海洋博の会場で「五郎」が直面していたのは、沖縄振興法も基地機能の維持目的とは切り離せないという、「復帰」後とそれ以前の経済政策の連続性であった。名刺は「老人」の提げていた「アメリカ軍払い下げの古ぼけた雑のう」の中から発見され、会場北ゲートから町役場に連絡してきた「用務員」は、「この金網、向うとこちらを分つ境界線だ。向うはこちらは全く違う政府の一施設だ」（傍点引用者）と主張し「老人」の引き取りを「五郎」に押し付ける。米軍基地の影はテキストに付き纏い、「老人」と「五郎」を取り囲んでいるが、「金網」の内側は「政府の一施設」であり、二人を外へと締め出すのである。

## (2) 名が持つ唯一性

「老人」の持つ名刺は彼の同一性を保証するものではなく、この名刺もまた、「老人」を何処かへ送ろうとしているのだが、そもそも読者はこの「角のとれた煤けた名刺」を、「五郎」がかりうじて読み取った文字の情報内でしか読むことはできない。「五郎」が（木材商山入三郎）（波里永吉殿）と年号以外に判読できたのは、「三行」も書かれているその文章の中の「（知人の）（平田正一）（お願い）」という三つの単語でしかなく、その他は「ところどころ字が消えて」いるということが「五郎」の認識を通して読み手に伝えられるのみである。しかし「五郎」が推測している通りに、「老人」が三人の人名のうちの「平田」にしか当てはまらないという根拠もなく、「老人」は「木材商」でも、名刺を宛てられた人物でも構わない。名刺から、二つの地点とその間を移動する人物がいた、という物語を読みとっているのは「五郎」の方であり、それが、後に明かされる心境——「自分の役目は老人を何処かへ連れて行って、そこで誰かにそっとバトンタッチする、そこまでが限度である」という目的ありきで、作られた物語であることは容易く想像できる。そもそも、名刺に記載された三人の人物のどれもが、「老人」と関係がないかもしれないのである。

しかしこの物語は、物語を想像した「五郎」をいっそう締め付け始める。そこに固有名を見つけたとたん、固有名から目を背けられなくなるのは「五郎」の方である。だから、「いや、これはあくまで推測だ、ぜんぜん違うのかも知れない」と自分に言い聞かせながらも、「五郎」

はその推測を押し止めることができない。

しかし、この老人が平田正一でないにしても、数年前は老人は今よりは若かった、とにかく働いて自分なりに生活していた、<sup>まとも</sup>真面だった。人間、生れついでにの浮浪者はいない筈だ。浮浪者になった原因は何か、本人が悪いのか、社会が悪いのか。そうだ、運だ、運が悪かったに違いない。それに老人は唾だ。(230頁)

この際、名刺に記載された名が、本当に「老人」のものかどうかはもはや問題でないことは「五郎」本人が最もよく知っていることである。重要なのは、仮の名であれ、それを通して、「五郎」が「老人」の過去とありえた未来を想像し、「人間、生れついでにの浮浪者はいない筈だ」と述べている点であり、「老人」の尊厳を見出すような転換が起こっていることである。テキストは、名前が持つ唯一性にそれとなく触れている。注意して読んでみると、テキストにおいて名が与えられているのは、「五郎」と「老人」だけであり、その他は「係長」「課長」「日直」等の役職名が当てられ、「五郎」の家族でさえ「父」「小学校四年生の息子」と呼ばれるのみである。また、「課長」から「老人」の「処置」を一万円と引き換えに依頼される場面で、「課長が五郎の姓と名を続けて呼ぶことは滅多になかった」という状況に、「五郎」が「こそばゆい感じが伝わり」「思わず肩を窄め」ている様子が書かれる。これは題名の「東山里五郎の奇妙な日帰り出張」に繋っていくのだが、「課長」がそう呼ぶことによって信頼や期待を構築させてしまう「五郎」の名は、一方で、「老人」のために利用される。「さしあたり、あなたの住所と名前を書いておこう」と、海洋博会場内の診療所で、医師はカルテに「五郎」の名を記入し、「備考欄に（老人の保護者）」とも書く。

ここで「さしあたり」の名を書いておく行為は、当時の沖縄県警察が「犯罪者予備軍」として違法に集めた名簿における名へのカムフラージュとして読みかえたいくなるが、「五郎」が「老人」の「煤けた名刺」を破り捨ててしまう行為についてもそう言える。これは、役場の小屋に置き忘れられた背広を「老人」に着せようとした「五郎」が、背広に役場の職員のネームが入っていないかを確認するような、自己の証拠隠滅のための行為と同列に捉えることはできない。ここでの名刺を破り捨てる「五郎」の行為には、警察の元に法を超えて管理される個人から唯一性をどう取り戻すかという問題が賭けられていると読めはしないだろうか。すると、仮の名を介し、「老人」という一人の人間を前にして、「五郎」は「行旅法」やその他実定法とは異なる「掟」に従わざるをえなくなってゆく、そのような物語が見えてくる。

「五郎」は当初の予定通り、ポーク缶詰に追加すれば「老人が二、三日食べるのにこと欠かないだけの量」となる「食パン」をレストランで買い足すことを忘れない。そして車を走らせながら、課長から「老人」の「処置」のための代金として渡された「一万円の使途」について考えだす。島への船賃は、「老人」の片道分と自分の往復分を余計に見積っても「1,500円どまり」であり、ドライブインでの2人分の昼食と「老人」の食糧(食パン一袋)は「1,500円、

そして9カ月前も「老人」を押しつけられた際に自腹を切ったのは「そば代」とN市までの「バス賃」と共にその時「老人」に遣った「1,000円」で「2,000円」。これらの合計金額を一万円から引くと、手元には5,000円残ることになり、そこで「五郎はすべて納得した気持」になる。しかしその時済ませたはずの計算を「五郎」は離島行きの船の上で書き換えることになる。

五郎は握っている札の中から千円札二枚を抜き取って、老人の上衣のポケットに押し込んだ。果して浮浪者の老人に物を売ってくれるかどうか、そんな疑問が湧いたが、＜地獄の沙汰も金次第＞何とかなる、漠然とそう考えた。五千円札は自分のポケットに納めた。(235頁)

この行動は、直前に起きた船の激しい横揺れに、「老人」がベンチから落ちそうになったのを「思わず」後ろから抱きとめて支えた、「五郎」の行為の後に起きている。ここで「五郎」を突き動かしているのは、「老人」の身の危険を前にして「思わず」そうせざるをえないという義務感であり、それはとにかく早く「老人のカタをつけたい」という切迫感とも微妙に重なっている。

そして「老人」の「ポケットに押し込んだ」「千円札二枚」が、9カ月前に自腹を切って払ったものがようやく戻ってきたと「五郎」に認識された2,000円だとすれば、「五郎」はその金を再び手持ちの中から「老人」に渡している。役場の「交際費」から出た「五千円札」をしつかり「ポケットに納めて」いるといえればそれまでである。とはいえ、この「千円札二枚」が、9カ月前に「老人」に遣った「そば代」＋「バス賃」＋「1,000円」＝「2,000円」の返済を帳消しにするつもりのものであるかどうかは明らかではない。むしろ9カ月前に「そば代」「バス賃」とは別に渡した「1,000円」より増えている、ということもできる。何より、この「千円札二枚」は、島から戻って来る「船賃450円」を折り込んだ額ではないか。しかし「千円札二枚」の使い道は一つではない。貨幣は「ある所有を開始する可能性または権能として措定される」し、「事前の知識を持たずに彼を認知すること」<sup>(30)</sup>を可能にするからである。

加えて、「五郎」は、役場の「日直」が好奇心を露にして「とにかく何処か遠いところへ連れて行って、空罐を捨てるようにポイだろう」と予見したような行動をとることはできない。島に到着後の予定は以下のようなものであった。「K島の村役場の周辺は、たぶん土曜日の午後は割と閑静な場所にかわる、職員もいなくなる、役場の裏手あたりの空地、木陰でもあれば罐ジュースでも与えて老人を休憩させる、自分はそのまま波止場にひき返し、K島からの最終便に乗る。」(234頁)

「五郎」は「行旅法」にもとづいて何らかの「救済」が可能となる場所、もしくは「浮浪者、狂人のチェック」(225頁)を避けて生き延びられる他の場所へと「老人」を送り届けている。それは「老人」を保護する責任を放棄する行為でもある。しかしそもそも、「不思議なことに老人の服はそれほど汚れてもいず、破けてもいず、道端で一息入れている年老いた

労務者、そんなふうに見えた。ただし伸び放題の半白の髯がなければの話だが。9カ月前と老人の姿はそれほど変ってない、むしろあの時よりも元気そうだ。」(217頁)——再会時にむしろ「あの時よりも元気そう」であった「老人」は、9カ月の間にどこか他の場所で「保護」されていたことを思わせるものであったし、それは行政による正しい「保護」の手から抜け出して、再び「五郎」の元へ身体を預けたというような可能性を消しはしない。「五郎」の渡した二千元は、「老人」が三度目も「むしろあの時よりも元気そう」な様子で戻ってくる可能性への希望を内包している。

「五郎」は、「老人」と目的地に向かう過程で、「老人」を「空罐を捨てるようにポイ」することを先へと延ばさざるをえない状況に陥っていく。「診療所の廊下でも、人々の溢れている通りでも五郎は老人の肩を押ししたり腕を引っ張ったり、手取り早い操縦法で誘導した」(220頁)というように「五郎」は「老人」と出会った時から、彼を「操縦」しているつもりであったが、実は「操縦」されていたのは「五郎」の方かもしれないのである。共に昼食を食べ、食パンを追加し、二千元を与え、罐ジュースを飲ませて休息させる——これらは、無いより比較的ましであるというだけで、最低生活の保障ではないことは確かだが、「老人」をどこかへ連れていく、という目的への過程を生きる中で、彼らは目的を失っていくように見えてくるのである。

## 5. 紙幣の中に浮かぶ地図

### (1) 西の海洋博と東のCTS

「五郎」が「老人」を役場裏の小屋から連れ出す前に時間を戻そう。役場の会議室で、係長と課長が「老人」の始末について話し合いをしている最中、「五郎」は壁に掛けられた地図を眺めていた。

五郎が座って居る真向かいの壁に、島の大地図が貼ってある。島の北の方につき出た半島の湾曲部分が、町と祭り会場を含む現地点で、誰が記したのか青色のマジックの囲いの中にその地点はあった。島の西側は東支那海、東側は太平洋、祭り会場をはじめ西側に町や村が展げ、東側は開発がおくれている。祭りが西側で行われたため、東の方は等閑にされたと言ってもよかった。(224頁)

この時「五郎」が発見するのは、「東側の太平洋岸の海岸線とそこに点在する四つの島」の、「一番手前の二つの島は石油コンビナートのある島で、その後少し離れて島が二つならんでいた。二つの島は人々から忘れられた離島辺地」である。

この「点在する四つの島」は、与勝諸島を連想させる。海洋博開催期間中の1975年10月4日、県の与えた平安座島一宮城島間の公有水面の埋め立て免許は無効であるとして与那城勝連両村の漁民48人が県を提訴した「CTS訴訟」を、那覇地裁は「訴えの利益なし」として却下し

た。1974年9月、県（知事）の埋め立て認可手続きに法的瑕疵があるとして漁業権を喪失した漁民を原告とする訴訟の提起は、一年にわたる裁判の過程で、漁業権放棄の手続きがきわめてずさんであるばかりか、そのことを隠蔽しようとする姑息な事後工作が行なわれたことなどが明らかとなり、原告漁民側に有利に展開した。そこで県は行政手続きの正当性の立証から、「原状回復は社会通念上不可能だから訴えの利益はない」という主張に力点を移した——訴訟提起の段階で埋め立ては事実上完成していたからである。裁判所も県のこの主張を支持し、「訴えの利益なし」として訴訟を却下したのである。これを受けて10月11日、屋良知事はCTS建設予定地の埋め立て竣工認可を行う<sup>(31)</sup>。

1974年10月から1975年7月までの7回の公判では、汚染された海水や油臭魚が提出され、意見陳述の際には原告漁民が自ら法廷に立ち、合意手続きの問題や、悪臭・騒音被害、ヘドロの堆積による海の汚染や魚介類の減少を訴えた<sup>(32)</sup>。テキストは明確な指示を避けるが、「五郎」が「老人」を置き去りにするために目指した東海岸の四つの島とは、当時の社会的文脈の中に置き直せばそのような状況であった。そしてその「老人」を連れて行くにのふさわしく「なるべく遠い、他所の市町村区域」は、壁に掛けられた地図ではない場所に浮かび上がる。

連れて行けという言葉の中には、連れて行って<捨ててこい>と言う意味も確かに含まれていた。

五郎は一万円札の表と裏を何度もかえして見ているうちに、複雑に組合わされ浮き上って印刷されている札の模様が、山や川や平野を表わした地図の色彩とそっくり似ている、突然そう思った。地図は目の前にあった。(225頁)

紙幣の模様の中に読み取ることができた地図は、紙幣の示す価値の範囲内で往復が可能となる行き先を単に示しているだけでなく、この行き先が、あたかも資本の中に閉じ込められた地域であることを思い起こさせる。そして、「一万円札」を「表と裏を何度もかえして」事細かに観察する視線には、施政権返還を機に行われたドルから日本円への通貨切り替えという出来事の潜在性も連想されよう。そこには米国統治期から「復帰」後も引き継がれた資本の問題が浮かび上がっている。

すでに1960年代の後半、沖縄返還の可能性を日米政府が検討し始めた段階から、ガルフ、エッソ、カルテックス、カイザーなどの国際石油資本は、沖縄、特に沖縄本島東海岸の地理的・地形的条件が石油基地建設に適しているとして注目し始めていた。その意図はさまざまなかたちで憶測されたが、当時は、もっぱら復帰後の日本市場、さらには長期的には中国市場をめざしているのだといわれた。国際資本の沖縄進出計画に対して、日本政府（通産省）は外国資本の国内進出に足掛かりを与えるとの懸念から難色を示したが、琉球政府は——保守時代も革新に代わってからも——軍事基地に代わる平和産業の基礎的条件づくりとしてこれを歓迎した。その後、日本政府は沖縄返還交渉の過程でこれら石油資本の国内法による規制と



合弁化をすすめる一方で自らもまた沖縄さらには琉球弧の島々をエネルギー基地として位置づけるという動きを本格化させていく<sup>(33)</sup>。

そして魚介類が豊富であった漁場は、汚染により破壊されていった。汚染された海水によってかゆみを引き起こすなどの被害があり、漁民の生活は破壊され、漁民数が激減している一方で、多くの漁民が出稼ぎで本島にいかざるを得なくなっていた<sup>(34)</sup>。「あと腐れがないため他所の市町村区域、それもなるべく遠いところへ老人を連れて行ってもらいたい。町はチリ一つ落ちてない、勿論、浮浪者などいてはいけない、常に清潔なモデル地区でありたい、分ったね」(225頁)という課長の念押しが、「五郎」を東海岸の離島へと向かわせる。「浮浪者」は「チリ」と同様、「清潔なモデル地区」にふさわしくないからである。しかし「浮浪者」は、人々、特に皇太子に危害を加える可能性があると思なされる対象でもあった。「<気違いに刃物>という言葉の思い出し」、「五郎」は「老人」の髻を剃った後の「安全カミソリ」を、「老人」のカバンには入れない。

「五郎」が「老人」を遠くへ連れに行く途中で、「——まるで人間の産業廃棄物だ、オレはいま人間の廃棄物を人目をさけながら捨てに行く、いやな委託業務だ。」(233頁)と認識している点は興味深い。しかし「老人」が「人間の産業廃棄物」である、という言葉はどのような想像力による置き換えであろう。それが、大手建設会社の労働者やサービス業従事者によって人口が異常に膨れ上がった町の「下水の掃除、ゴミ処理」や「便所汲み取り業務」に追われており、「街の美化」に閉口していた「五郎」の状況からの連想であると考えるのは容易い。しかし「人間の産業廃棄物」とはまた、「高校卒業以来、八ヶ年も勤めたアメリカ駐留軍の雇用員を、復帰による基地縮小という名目で突然クビになった」「五郎」自身に対しても当てはまる言葉となるのではないか。その「産業廃棄物」は、結局のところ「失業人口」として数えられていく。1969年11月の沖縄返還を決めた日米共同声明直後に開始された基地労働者の大量解雇は、革新琉球政府とそれに続く革新沖縄県政を「開発思想」の方向へと駆り立てた社会的圧力となった。基地の縮小・撤去を主張する革新政権としては、基地労働者の解雇には反対できないという立場をとり、失業問題の解決が復帰前後の革新政権ー革新県政の最重要課題の一つとされた<sup>(35)</sup>。そして「基地産業」に対置された「平和産業」としての石油産業によって、「石油コンビナートのある島」の周りに流されたのは本物の産業廃棄物であり、漁業だけで生活できなくなってしまった漁民は出稼ぎという形で土地から「廃棄」されるほかなかったのである。だから「老人」も「五郎」も、正しく「人間の産業廃棄物」であり、彼らが身をもって突きつけているのは、施政権返還後も変わらず米軍基地の確保と安定的使用を維持するための日米両政府による財政投資に支えられた「産業」、または、民衆の生存基盤を破壊する「産業」への疑問である。「五郎」と「老人」の辿った道は、「警衛」から積極的に逃げる者のそれと変わりはない。彼らの移動経路が描いた地図は、当時の観光地図とも、県警がそれによって動いていたであろう潜在的犯罪者を把握するための地図とも異なっていただろう。「老人」は「警衛」のための浮浪者排除という警察の発案し

た法によって移動を強いられた存在であったが、彼らの向かった東海岸は、石油資本が進出を狙った開発の遅れた地帯であり、いわば漁業の労働基盤を根こそぎ奪われた土地へ非稼働能力である「老人」が流れていく、という道筋もまた見えてくるのである。

## (2) 泡となった「老人」の発話

「老人」は言葉を持たないが、暫定的であれ宛先の定まったバスに揺られることで、自分の身体の送り先を見つけていたのかもしれない。「老人」の移動を可能にしたのは、海洋博会場への直行バスの運行と、整備された主要幹線道路（沖縄自動車道（石川～名護間）、国道58号等）であった<sup>(36)</sup>。これらの沖縄振興開発計画にもとづいた交通機関の発達も、海洋博やその他観光地への移動時間を短縮することに成功しただろう。しかし「老人」と「五郎」が輸送機関によって運ばれてゆく間、乗り物の内部空間には、移動時間のみ還元されない、別の時間が生起していた。例えば海洋博会場内のエキスポ・カー（小型バス）に乗って無料診療所を訪ねるまでの時のこと。

車が動き出したとき、老人は急にしゃがみこんで五郎のズボンの裾を掴えた。幼児が親に縋りついているバスの風景と同じだ。車の動揺に老人の動揺が加わり五郎は握っている手スリに力をこめ、老人の手をふり払うため足を前後左右に動かしたが、ズボンの裾はしっかりと老人の五本の指に握られていた。(218頁)

または最後の、船に乗ってK島へ向かう途中のこと。

船の横揺れが急に激しくなった。老人はベンチからすれ落ちそうになって身をねじ曲げた。五郎は思わず老人を後から抱きとめるように支えた。老人の体は骨ばっていて、腕の中で今にもバラバラになりそうだった。老人が急に不憫に思えた。加害者と被害者の立場、何となくそう考えた。(235頁)

乗り物の揺れは、他のよりどころに身を任せる瞬間を生み出す。その時、「老人」と「五郎」の間には、隣にあるこの身体というような、乗り物の行き先とは異なる、欲望の宛先が出現しただろう。車や船が揺れた瞬間、同じ方向に負荷がかかり、彼らは「思わず」「抱きとめ」、支え合いながら、乗り物の外に流れる時間とは別の時間、もっといえば別の「沖縄」を生きたはずである。

テキストを通して「唾に違いない」人物の発話を読むということの中に、決定不可能性は最後までついて離れない。会話がなされたものとして勝手に事を進めていく「五郎」が、「老人」のいる小屋に外から鍵をかけたように、その行為は暴力的ですらある。「老人」が話せないのか、それとも話さないのかも本当のところよく分からないままであり、「老人」の沈

黙はテキストを解読する枠組みを提示し得ない。ただ言葉を発したことの痕跡のように「海面」に「泡」（236頁）を残すのみである。だから、とっていいのかわからない、「老人」が海に吸い込まれていった後、「五郎」が失ったのは、目的地だけではない。

——老人はどうせ何時か、どこかの町村で行き倒れて安い祭祀料で葬られるのがオチだ、老人は他殺でもない自殺でもない、安楽死だった、自然死と言ってもよい。たとえ老人の水死体がどこかへ流れつこうが、私とは全く関係がない、私の仕事はこれで終りだ。  
(237頁)

そこで「五郎」は、目の前で起きたことを結果として起点に置き、それまでの「日帰り出張」を、「老人」を遠くへ置き去りにするための旅であったと遡及的に位置づけなおしていた。ここには、旅の過程を目的に沿うかたちで意味づける回想が働いている。しかし、「回想は、起こったことを完成しなかったものにし、存在しなかったことを完成したものにし、それによって過去に可能性を回復する。回想は、起こったものでも、起こらなかったものでもない。回想は一つの潜勢化であり、物事が再び可能的なものになることである。(中略)これは、存在しなかったものの想起である」<sup>(37)</sup>。「五郎」の独白は、「老人」がたしかに存在した、ということだけでなく、「どこかへ流れつ」くかもしれない水死体の有無とはもはや関係なしに、「老人」の存在が可能であることを示している。ゆえに、回想の力を借りて「五郎」が一刻も早く終らせたいと願っている、宛先を失ったこの「日帰り出張」は終わらない。

役場の衛生係、東山里五郎の奇妙な日帰り出張は意外に早く片付きそうだった。船がK島の波止場につき、折返しその島からの最終の船に乗れば、完全にそれでおわりになるからだった。

(註) 作中の事件も人物もすべて作者の創作によるものです。(了) (237頁)

結末において「五郎」を第三者の視点から捉える語りは、「奇妙な日帰り出張」が「意外に早く片付きそう」にないことをむしろ暗示している。K島からの最終便に乗る、という行為は仮定的に先取りされ、「完全に」「おわりになる」地点が不確定なままテキストは閉じられていく。「老人」と「私とは全く関係がない」という「五郎」の否定は、この小説が「創作」ではないと読まれた場合に読み手へ与える不安を前もって避けようとしている「(註)」にまで取り憑いているかのようなものである。この「(註)」は、テキストを安定した「創作」物＝虚構であることから溶解させ、「老人」の沈黙を、読み手の元へ送り届けていることの表れとしても読めるのである。

## 注

- (1) 新崎盛暉、2011年、『沖縄現代史新版』岩波書店、51頁。また、吉見俊哉（2005年、『万博幻想』ちくま新書）、多田治（2004年、『沖縄イメージの誕生』東洋経済新報社）を参照。
- (2) 沖縄タイムス社、1976年、『沖縄年鑑1976』を参照。
- (3) 他にも、海洋博を起爆剤とする開発時期の沖縄を背景に、韓国人季節労働者や出稼ぎ労働者といった沖縄の内外あるいは内部において移動させられた人々の生の痕跡を読む試みについては以下を参照頂きたい。拙稿「『沖縄からの手紙』ノート—韓国女工が書いた手紙を読む」（『琉球アジア社会文化研究』第18号、2015年11月）、「北部への監禁—目取真俊『面影と連れて』について」（『越境広場』2017年12月）。
- (4) 本部茂（1918年那覇市生、フリーライター。著書に『私の沖縄—本土「復帰」前後』（たいまつ社、1979年））。『東山里五郎の奇妙な日帰り出張』は第27回小説現代新人賞佳作入選、のちに『新沖縄文学』第36号に転載。同誌上では作品評を見つけることができなかったが、『小説現代』佳作入選時の選後評を概観すると、リアリティに欠けるという指摘はあるものの、ゴーゴリを連想させる「骨太の」小説で「新日本文学あたりにのせれば面白いだろう」（五木寛之）、または「難をいえば随筆風、淡彩にすぎる」が「新人賞にはいささかそぐわない」（野坂昭如）と好意的な評価も寄せられていた（『小説現代12月号』1976年、講談社）。他の文学作品に、1973年度九州沖縄芸術祭文学賞において地区優秀作入選の短篇「造作」、戯曲「拓かれる土」（『新沖縄文学』第6号、1967年）とシナリオ「テント村」（同書第8号、1968年）がある。
- (5) 本部茂「東山里五郎の奇妙な日帰り出張」『新沖縄文学』第36号、1977年10月、225頁。以下、作品の引用頁数は引用部分の最後に記す。
- (6) ちねんせいしん「戯曲人類館」『新沖縄文学』第33号、1976年10月、259頁—260頁。
- (7) 「精神障害者を強制収容／「皇太子来沖」に備え県警がリストアップ／基本的人権そこねる／県予防課は断る」『沖縄タイムス』1975年6月20日。
- (8) 同上。
- (9) 同上。
- (10) 「精神障害者を強制収容／県予防課に通知、行政上問題視／県警“他意はない”と撤回」『琉球新報』1975年6月21日。
- (11) 前掲、『沖縄タイムス』1975年6月20日。
- (12) 「“犯罪防止に逆効果”／県警の精障者リストアップ／“人権問題”と波紋」『沖縄タイムス』1975年6月21日。また、同日の記事では「皇室が各種行事に参加する場合には、これまでも宿泊先のホテルの従業員を強制的に検便させるなど、これまでも問題があった」ことが伝えられていた。
- (13) 前掲『沖縄タイムス』1975年6月21日。
- (14) 「第75回国会衆議院／法務委員会議録」第28号（昭和50年6月25日）。
- (15) 岡田靖雄、1972年、「アメリカ大使館自動車放火事件をめぐる」『差別の論理』勁草書房。

- (16) 井上正吾、小池清編、1980年、『精神障害』医歯薬出版を参照した。
- (17) 井上章一、1995年、『狂気と王権』紀伊國屋書店、81頁。
- (18) 昭和15、6年の神奈川県警務部長、昭和22、23年警視庁警務部長。（大霞会内務省史編集委員会、1971年、『内務省史第三巻』、759頁。）
- (19) 同書、816頁。
- (20) 前掲法務委員会議録第28号、21頁。
- (21) 穂坂久仁雄、1988年、「1987年秋、沖縄からの問いかけ—国体・天皇警備の意味するもの」『法と民主主義』第225号、日本民主法律家協会、8頁。三宅俊司も、1987年の沖縄国体で「精神障害」者に対する隔離分断が行なわれたことと、その方法が措置入院という強行手段ではなく同意入院という手段がとられたことを批判した（三宅俊司、1988年、「天皇来沖で何が起きたか——過剰警備110番を通して」『沖縄から天皇制を考える』新教コイノーニア5、110頁）。その流れで「浮浪者」にも同じような措置がとられたことを紹介している。
- (22) 鈴木忠義、2012年、「生活保護と行旅死亡人」『現代思想』青土社、197頁。また、戦後沖縄において生活保護法が制定されるのは1953年である。費用は全額琉球政府の負担義務とされ、予算上からくる制約のため保護制限的方針が1962年頃までとられた。1966年、生活扶助費に対して初めて日本政府援助が行なわれるようになり、その後援助費が拡大すると被保護世帯も増加傾向を示すようになった（前原穂積、2003年、『生命輝け 米軍占領下におかれた沖縄の社会福祉』あけぼの出版、96頁参照）。米国統治下のずさんな社会福祉の状況で、行旅法と生活保護法がどのように運用されていたかは検討を要する。
- (23) 鈴木忠義、前掲論文。
- (24) 岩田正美は、「身の回りの最低限の所持品しか持ち込めず、共同生活部分への依存が強く、したがってそこに私的で自由、自立的な生活や社会関係が展開されえず、また何年そこにも個々の居住権が発生しようがない状態」すなわち「慣習的居住の欠如」した状態を「不定住的貧困」と呼んでいる（岩田正美、1995年、『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房、18頁）。
- (25) 鈴木前掲論文、205頁。
- (26) 赤井朱美、2008年、「社会的弱者（マイノリティ）に対する現行実定法の不備と運用課題」『神戸親和女子大学研究論叢』41号、53頁。
- (27) 沖縄県生活福祉部社会福祉課、1997年、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」『行旅病人・行旅死亡人取扱必携』、琉球政府厚生局民生部、1968年、『社会福祉関係法規集』参照。戦後の沖縄において「行旅法」は1957年5月17日に公布され（立法第4号）、復帰後そのまま引き継がれた。
- (28) 仲間勇栄、1983年、「戦後の沖縄県における木材市場の展開構造」『創立三十五周年記念誌』社団法人沖縄県木材協会、67頁。
- (29) 牧瀬恒二、1968年、『沖縄と米日独占資本 沖縄経済を中心として』汐文社、37-39頁。
- (30) E.レヴィナス著／合田正人・三浦直希訳、2003年、『貨幣の哲学』法政大学出版局、112頁。

- (31) 新崎盛暉、1992年、「革新勢力とは何なのか」『世替わりの渦の中で／沖縄同時代史第一巻1973～1977』凱風社、64頁。ちなみに「五郎」が地図を眺めていたその頃には、屋慶名半島の先と平安座島の間には海中道路（1971年6月完成）が開通しており、平安座島と宮城島は沖縄三菱開発によって埋め立てられ、陸続きになっていた（沖縄の文化と自然を守る十人委員会編、1976年、『沖縄喪失の危機』沖縄タイムス社、125頁）。
- (32) 上原こずえ、2013年、「民衆の「生存」思想から「権利」を問う——施政権返還後の金武湾・反CTS裁判をめぐる——」『沖縄文化研究』法政大学沖縄文化研究所、134頁。
- (33) 新崎盛暉、1992年、「沖縄の開発と住民運動」『小国主義の立場で／沖縄同時代史第三巻1983～1987』凱風社、23頁。
- (34) 上原、前掲論文137頁。
- (35) 新崎前掲書『小国主義の立場で』22頁。
- (36) 沖縄バス株式会社、2011年、『沖縄バス60年のあゆみ』30頁。沖縄バスと「琉球、那覇、東陽」の4社は、海洋博会場行き直行バスの輸送本部を立ち上げた。さらに政府の補助金を得て、4社はバス150台を購入。1台につき130万円の補助を受けた。那覇市奥武山、北谷村桑江、名護バスターミナル、渡久地新港（本部町）にバスの発着所を設け、会場への観客輸送体制を整えた。」
- (37) ジョルジョ・アガンベン著／高桑和巳訳、2011年、『パートルビー 偶然性について』月曜社、74頁。

## 引用文献

- 赤井朱美、2008年、「社会的弱者（マイノリティ）に対する現行実定法の不備と運用課題」『神戸親和女子大学研究論叢』41号。
- ジョルジョ・アガンベン著／高桑和巳訳、2011年、『パートルビー 偶然性について』月曜社。
- 新崎盛暉、1992年、「革新勢力とは何なのか」『世替わりの渦の中で／沖縄同時代史第一巻1973～1977』凱風社。
- 1992年、「沖縄の開発と住民運動」『小国主義の立場で／沖縄同時代史第三巻1983～1987』凱風社。
- 2011年、『沖縄現代史新版』岩波書店。
- 井上章一、1995年、『狂気と王権』紀伊國屋書店。
- 井上正吾、小池清編、1980年、『精神障害』医歯薬出版。
- 岩田正美、1995年、『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房。
- 上原こずえ、2013年、「民衆の「生存」思想から「権利」を問う——施政権返還後の金武湾・反CTS裁判をめぐる——」『沖縄文化研究』法政大学沖縄文化研究所。
- 岡田靖雄、1972年、「アメリカ大使館自動車放火事件をめぐる」『差別の論理』勁草書房。
- 沖縄県生活福祉部社会福祉課、1997年、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」『行旅病人・行旅死亡人取扱必携』。
- 沖縄タイムス社、1976年、『沖縄年鑑1976』。
- 沖縄の文化と自然を守る十人委員会編、1976年、『沖縄喪失の危機』沖縄タイムス社。

沖縄バス株式会社、2011年、『沖縄バス60年のあゆみ』。

鈴木忠義、2012年、「生活保護と行旅死亡人」『現代思想』青土社。

大霞会内務省史編集委員会、1971年、『内務省史第三巻』。

多田治、2004年、『沖縄イメージの誕生』東洋経済新報社。

知念正真、1976年、「戯曲人類館」『新沖縄文学』沖縄タイムス社、第33号。

仲間勇栄、1983年、「戦後の沖縄県における木材市場の展開構造」『創立三十五周年記念誌』社団法人沖縄県木材協会。

穂坂久仁雄、1988年、「1987年秋、沖縄からの問いかけ—国体・天皇警備の意味するもの」『法と民主主義』第225号、日本民主法律家協会。

前原穂積、2003年、『生命輝け 米軍占領下におかれた沖縄の社会福祉』あけぼの出版。

牧瀬恒二、1968年、『沖縄と米日独占資本 沖縄経済を中心として』汐文社。

三宅俊司、1988年、「天皇来沖で何が起きたか—過剰警備110番を通して」『沖縄から天皇制を考える』新教コイノーニア5。

琉球政府厚生局民生部、1968年、『社会福祉関係法規集』。

E.レヴィナス著／合田正人・三浦直希訳、2003年、『貨幣の哲学』法政大学出版局。

吉見俊哉、2005年、『万博幻想』ちくま新書。